

○尼崎市情報公開条例

平成16年12月27日

条例第47号

改正 平成17年12月27日 条例第57号 平成19年6月27日 条例第31号

平成27年3月6日 条例第3号 平成28年3月9日 条例第10号

令和5年3月9日 条例第7号 令和5年3月9日 条例第8号

尼崎市公文書の公開及び個人情報保護に関する条例(昭和64年尼崎市条例第1号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 公文書の開示(第5条—第17条)
- 第3章 審査請求(第18条—第20条)
- 第4章 情報公開の総合的な推進(第21条—第25条)
- 第5章 雑則(第26条—第29条)

付則

第1章 総則

(この条例の目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を具体化するため、公文書の開示を求める権利を明らかにし、あわせて情報公開の総合的な推進について必要な事項を定めることにより、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の的確な理解と批判の下にある公正で開かれた行政を推進し、市民による市政への参画を進めるのに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。

(1) 実施機関 議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者(以下「指定管理者」という。)をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員(指定管理者にあっては、その指定に係る業務に従事する者をいう。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの(指定管理者にあっては、当該指定に係る業務に従事する者が当該指定に係る業務を遂行するために作成し、又は取得したものに限る。)をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 市報、書籍その他不特定多数の者に頒布することを目的として発行されるもの

イ 図書館その他の規則で定める機関において、規則で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(平17条例57・令5条例7・一部改正)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を請求する市民の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとする者は、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによ

って得た情報を適正に利用しなければならない。

第2章 公文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所(法人その他の団体にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名)

(2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定又は実施機関が法令上従う義務のある国若しくは他の地方公共団体の機関の指示により、公にすることができない情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)又は指定管理者の当該指定に係る業務に従事する者である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等又は指定管理者の当該指定に係る業務に従事する者の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2)の2 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報(指定管理者にあっては、

当該指定に係る業務の範囲内のものを除く。)又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 本市の機関(指定管理者を含む。次号において同じ。)、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報(指定管理者にあつては、当該指定に係る業務の範囲内のものに限る。次号において同じ。)であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 本市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(平19条例31・平27条例3・令5条例7・令5条例8・一部改正)

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定(以下「開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定(以下「不開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 開示決定又は不開示決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間)内に実施機関が開示決定等をしないときは、開示請求者は、不開示決定があったものとみなすことができる。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、当該開示請求があった日から45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務又は事業の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、当該開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等を行う期限

2 前項第2号の期限までに、実施機関が同号に規定する残りの公文書について開示決定等を行わないときは、開示請求者は、当該残りの公文書について不開示決定があったものとみなすことができる。

(事案の移送)

第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 開示請求に係る公文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第19条第1項第2号及び第20条各号において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与える

ことができる。

- 2 実施機関は、次のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該号の第三者に対し、規則で定めるところにより、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第7条第2号イ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者がその情報が記録されている公文書の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、当該開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平28条例10・令5条例7・一部改正)

(開示の実施)

第16条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(法令等による開示の実施との調整)

第17条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合)にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第3章 審査請求

(平28条例10・改称)

(処分等についての審査請求の審査庁)

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為(以下「処分等」という。)についての審査請求は、市長に対して行うものとする。

(平28条例10・削除、令5条例8・全改)

(審査請求があった旨等の通知)

第19条 市長は、処分等について審査請求があったときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「不服審査法」という。)第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、次の各号に掲げる者に対し、当該審査請求があった旨を通知しなければならない。

(1) 当該処分等に係る開示請求者(当該開示請求者が当該審査請求に係る審査請求人又は参加人(不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)である場合を除く。)

(2) 当該処分等に係る実施機関(市長を除く。以下この号において同じ。)(不服審査法第21条第1項の規定により当該実施機関を経由して市長に対して当該審査請求が行われた場合及び不服審査法第22条第1項に規定する場合において当該実施機関に対して

当該審査請求が行われたときを除く。)

(3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が当該審査請求に係る審査請求人又は参加人である場合を除く。)

2 前項の規定は、不服審査法第43条第1項の規定により市長が処分等についての審査請求について尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会(以下「審査委員会」という。)に諮問した場合について準用する。この場合において、前項中「各号」とあるのは、「各号(第2号を除く。)」と読み替えるものとする。

(平28条例10・令5条例8・一部改正)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第20条 第15条第3項の規定は、市長が処分等についての審査請求について次のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。この場合において、同項中「開示決定の日」とあるのは「審査請求に対する裁決をする日(市長以外の実施機関にあっては、当該裁決に係る裁決書の謄本の送付を受けた日。以下「裁決日等」という。)」と、「開示決定後」とあるのは「裁決日等以後」と、「開示決定をした旨及びその」とあるのは「裁決をした旨(市長以外の実施機関にあっては、当該裁決があった旨)及び当該裁決の」と読み替えるものとする。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平28条例10・令5条例8・一部改正)

第4章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進)

第21条 市長は、情報公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、当該情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(情報公表制度)

第22条 実施機関は、次の各号に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該情報の公表について法令等に規定がある場合又は当該情報が不開示情報に該当する場合は、この限りでない。

(1) 本市の長期計画その他規則で定める重要な計画

(2) 前号の計画のうち、中間段階の案で実施機関が定めるもの

(3) 本市の主要な事務又は事業の進行状況で実施機関が定めるもの

(4) 地方自治法第138条の4第3項の規定により置かれた付属機関又はこれに類するもので実施機関が定めるもの(以下「付属機関等」という。)の答申、報告書、会議資料等

(5) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、同一の公文書につき複数回の開示請求を受けてその都度開示をした場合で、市民の利便及び行政運営の効率化に資すると認められるときは、当該公文書を公表するよう努めるものとする。

3 前2項の公表の方法は、実施機関が定める。

(情報提供施策)

第23条 実施機関は、その有する広報手段を充実させ、及び広報媒体を積極的に活用するとともに、市民が必要とする情報を的確に把握し、効果的な情報提供に努めるものとする。

(付属機関等の会議の公開)

第24条 付属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 法令等に規定のある場合

(2) 不開示情報に該当する事項を審議等する場合

(3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合であって、付属機関等の決定によりその会議の全部又は一部を公開しないこととしたとき。

(出資法人等の情報公開)

第25条 本市が出資している法人又は本市が継続的に補助金その他の財政的援助を行っている法人その他の団体で規則で定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(令5条例7・一部改正)

第5章 雑則

(費用負担)

第26条 この条例に基づく公文書の閲覧については、手数料を徴収しない。

2 第16条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第27条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(施行の状況の公表)

第28条 市長は、実施機関に対し、この条例の施行の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われているこの条例による改正前の尼崎市公文書の公開及び個人情報保護に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第5条の規定による公文書の公開の請求(改正前の条例第11条第1項の規定による公文書の閲覧の申出を含む。)は、この条例第6条第1項の規定による開示の請求とみなす。

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の条例第6条第1項の規定により公開する旨の決定を行ったが閲覧を実施していない公文書又は改正前の条例第11条第1項の規定による公文書の閲覧の申出に対して閲覧させる旨の回答を行ったが閲覧を実施していない公文書について、施行日以後に閲覧を実施する場合における閲覧の手数料の徴収については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に行われている改正前の条例第23条第1項に規定する行政不服審査法による不服申立ては、この条例第18条に規定する同法による不服申立てとみなす。

5 第2項から前項までに規定するもののほか、施行日前に改正前の条例の規定によりした処分、手続その他の行為(公文書の公開に関するものに限る。)は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(尼崎市土地開発公社に係る不開示情報の特例)

7 当分の間、第7条第2号ウ及び第3号の規定の適用については、同条第2号ウ中「の役員及び職員をいう」とあるのは「及び尼崎市土地開発公社(以下「土地開発公社」という。)の役員及び職員をいう」と、同条第3号中「及び地方独立行政法人」とあるのは「、地方独立行政法人及び土地開発公社」とする。

(令5条例7・追加)

付 則(平成17年12月27日条例第57号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年6月27日条例第31号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。(後略)

付 則(平成27年3月6日条例第3号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条第6号オの改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年3月9日条例第10号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による改正後の尼崎市情報公開条例第19条及び第20条の規定は、この条例の施行後にされた開示決定等(尼崎市情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等という。次項を除き、以下同じ。)に係る審査請求について適用し、この条例の施行前にされた開示決定等に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

付 則(令和5年3月9日条例第7号)抄

(施行期日)

1 この条例は、尼崎市土地開発公社(以下「土地開発公社」という。)が公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第22条第1項の兵庫県知事の認可を受けた日(以下「認可日」という。)から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 付則第9項の規定 公布の日

(2) 略

(令和5年3月31日兵庫県知事認可により、同日から施行)

(尼崎市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行前に第1条の規定による改正前の尼崎市情報公開条例第2章又は第3章の規定に基づき土地開発公社が行い、又は土地開発公社に対して行われた処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の尼崎市情報公開条例第2章又は第3章の規定に基づき市長が行い、又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなして、同条例並びに行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)及び行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定を適用する。

(委任)

9 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

付 則(令和5年3月9日条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第16項の規定は、公布の日から施行する。

(尼崎市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の尼崎市情報公開条例(以下「改正後の情報公開条例」という。)第18条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「不服審査法」という。)第19条第1項又は第20条前段に規定する手続に係る審査請求について適用する。

3 改正後の情報公開条例第19条及び第20条の規定は、施行日以後に行われる不服審査法第19条第1項又は第20条前段に規定する手続に係る審査請求について適用し、施行日前に行われた当該手続に係る審査請求については、なお従前の例による。

(委任)

16 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措

置は、市長が、又は市長以外の旧実施機関が市長と協議して定める。